

エクスタンパンサーPANシリーズ

(一財)日本消防設備安全センター認定品

移動式粉末(第3種)消火設備 / 移動式二酸化炭素消火設備

20mホースつきノズルが火元をダイレクトに消火!

エクスタンパンサーK型

パッケージ型消火設備

優れた消火能力と再燃防止効果。
高性能消火薬剤の採用でコンパクト化が実現します。



移動式粉末(第3種)消火設備



移動式二酸化炭素消火設備



パッケージ型消火設備

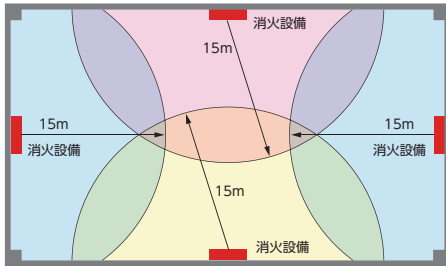
設置基準

消防法施行令、危険物の規制に関する規則及び消防庁告示(平成16年消防庁告示第12号)では、すべての防火対象物において、その対象物の各部分から、ホース接続口までの水平距離が二酸化炭素消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備(Ⅱ型)にあつては15メートル以下、パッケージ型消火設備(Ⅰ型)にあつては20メートル以下となるように、危険物の規制では、放射能力範囲に応じて有効に設置しなければならないと規定されております。(二酸化炭素消火設備に関する基準:令第16条第3号、粉末消火設備に関する基準:令第18条第2号、二酸化炭素及び粉末消火設備の基準:危規則第32条の7第3号及び第32条の9、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準:平成16年消防庁告示第12号)

移動式消火設備の設置基準

消防法施行令	
自動車車庫又は駐車場	2階以上 床面積 200㎡以上 1階 床面積 500㎡以上 地階 床面積 200㎡以上 収容台数10以上の立体駐車場 屋上 300㎡以上
自動車修理・整備工場	2階以上 床面積 200㎡以上 1階 床面積 500㎡以上 地階 床面積 200㎡以上
発電機・変圧器等の電気設備	床面積 200㎡以上
鍛造場、ボイラー室、乾燥室等 多量の火気を使用する部分	床面積 200㎡以上
通信機器室	床面積 500㎡以上
指定可燃物	可燃性固体類 可燃性液体類 合成樹脂類 指定数量 1,000倍以上
危険物の規制に関する規則(第33条)	
製造所・ 一般取扱所	高引火点危険物のみ100度 未満にて取り扱うもの 延べ面積 1,000㎡以上 指定数量 100倍以上 その他のもの 延べ面積 1,000㎡以上 指定数量 150倍以上
	高引火点危険物以外のもの ・150㎡以内ごとに区分さ れていないもの ・第2類の引性固体を貯蔵 し、又は、取り扱うもの ・第4類で引火点が70度未 満のものを貯蔵し、又は、 取り扱うもの 延べ面積 150㎡を超えるもの
給油取扱所	一方開放型上階付き給油取扱所 又は、セルフサービス給油取扱所
都市火災予防条例(東京都の例)	
自動車車庫又は駐車場	延べ面積 700㎡以上 吹抜共有の2以上の階 200㎡以上
・油入機器を使用する特別高圧変電設備 ・油入機器を使用する全出力1,000kw以上の変電設備・発電設備 ・無人の変電設備・発電設備	通信機器室・電子計算機室 電子顕微鏡室等 発電機・変圧器等の電気設備
地盤面からの高さ31mを超える階	

設置基準例



屋内消火栓設備の設置基準

消防用設備等の種類		屋内消火栓設備(令第11条)	
防火対象物の別		一般 延べ面積㎡	地階・無窓階・ 4階以上 床面積㎡
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場	500 (1,000) (1,500)	100 (200) (300)
2	イ キャバレー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール ハ 風俗店舗等	700 (1,400) (2,100)	
3	イ 待合、料理店等 ロ 飲食店		
4	百貨店、マーケット、展示場		
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所等 ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅		
6	イ 病院 ロ 診療所、助産所 ハ 18特定の会社福祉施設 ニ 上記以外の会社福祉施設 ホ 幼稚園、盲聾学校、養護学校	700 (1,000) (1,000)	150 (300) (450)
7	小中学校、高校、大学校	500 (1,400) (2,100)	
8	図書館、博物館、美術館等		
9	イ 蒸気浴場、熱気浴場等 ロ 上記以外の公衆浴場		
10	停車場、船舶航空機発着場		
11	神社、寺院、教会等	1,000 (2,000) (3,000)	200 (400) (600)
12	イ 工場、作業場 ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	700 (1,400) (2,100)	150 (300) (450)
14	倉庫	700 (1,400) (2,100)	150 (300) (450)
15	前項に該当しない事業場	1,000 (2,000) (3,000)	200 (400) (600)

備考()は耐火構造で内装制限した建築物の場合。
()は耐火構造の建築物又は内装制限した準耐火構造の建築物の場合。

※工事又は整備については、第1類、第2類又は第3類の甲種消防設備士が行い、整備については、第1類、第2類又は第3類の乙種消防設備士が行うこととされています。

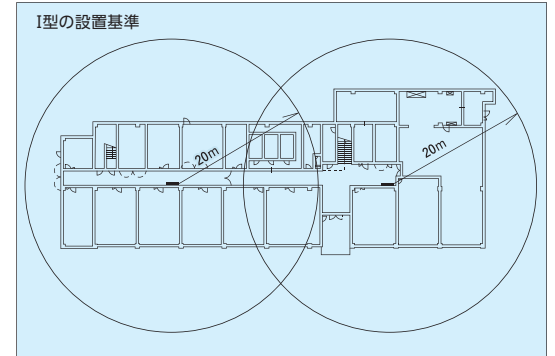
パッケージ型消火設備の設置基準

●屋内消火栓設備の代替設備

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物のうち、令第1(14)項の倉庫、(16の2)項の地下街及び指定可燃物の項を除く全ての防火対象物に、令第32条の特例規定を適用し、屋内消火栓設備の代替設備としてパッケージ型消火設備の設置が認められました。但し、次の要件に該当するものです。

1.パッケージ型消火設備(Ⅰ型)

(ア)耐火建築物…地階を除く階数が6以下で延べ面積が3,000㎡以下
(イ)耐火建築物以外…地階を除く階数が3以下で延べ面積が2,000㎡以下
防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下に設けること、また防護する部分の面積は850㎡以下とすること。



2.パッケージ型消火設備(Ⅱ型)

(ア)耐火建築物…地階を除く階数が4以下で延べ面積が1,500㎡以下
(イ)耐火建築物以外…地階を除く階数が2以下で延べ面積が1,000㎡以下
防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下に設けること、また防護する部分の面積は500㎡以下とすること。

3.地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設けること。

(1)使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物貯蔵、取扱所その他これらに類するものではないこと。
(2)二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。

4.補助散水栓等の代替設備

パッケージ型自動消火栓設備を設置する防火対象物の部分の内、規則第13条第3項に掲げる部分【階段、浴室、便所、通信機器室、エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト、直接外気に解放されている廊下、手術室など】について、上記のパッケージ型消火設備のⅠ型又はⅡ型を令第29条の4第1項の規定により、補助散水栓設備又は屋内消火栓設備の代替設備として設置が認められました。

適用範囲

- 移動式消火設備 屋内・外駐車場(立体・平面駐車場)、自動車整備工場、飛行機格納庫、飛行機整備工場、第4類危険物製造所・貯蔵所・一般取扱所など、トランス及び油入り遮断機などの電気火災。なお、粉末(第3種)消火設備にあつては、表面火災を有する紙及び織物類のような一般可燃物も適応致します。
注)上記対象物に設置する場合、設置条件として、(煙)が著しく充満しない場所、という制約があります。
- パッケージ型消火設備 屋内消火栓設備の代替設備として設置することができる防火対象物は、消防法施行令第11条第1項第1号、第2号、第3号及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分となっております。
注)上記対象物に設置する場合、設置条件として、(煙)が著しく充満しない場所、という制約があります。

※2017年8月現在の価格です。



日本ドライケミカル株式会社

営業本部
〒135-0091
東京都港区台場2丁目3番1号 トレードピアお台場
TEL03-3599-9503 FAX03-5530-3593
http://www.ndc-group.co.jp

消火器・消火設備のご用命は信頼のある当社へ